

○帯広市地域福祉センター条例施行規則

昭和50年12月23日規則第51号

改正

平成7年12月29日規則第61号

平成17年3月23日規則第11号

平成19年12月27日規則第65号

平成20年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市地域福祉センター条例（昭和50年条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により帯広市地域福祉センター（以下「地域センター」という。）の使用の許可を受けようとする者は、地域センター使用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、使用日の属する月を含め4か月前から受け付けるものとする。

(許可書の交付)

第3条 市長は、地域センターの使用を許可したときは、地域センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。

(使用内容の変更)

第4条 前条に規定する使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）で当該許可に係る内容を変更しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用時間)

第5条 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(不許可の通知)

第6条 条例第6条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(許可書の提示)

第7条 使用者が地域センターを使用しようとするときは、第3条によって交付された使用許可書を関係職員に提示しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いに十分留意すること。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 建物及び附属設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者（敷地内に立ち入る者を含む。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 地域センター内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(暖房設備の使用)

第10条 使用者が暖房設備を使用する場合の当該暖房設備に要する燃料等は、使用者が措置するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償の額)

第11条 条例第8条に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額

附 則

この規則は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則（平成7年12月29日規則第61号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。